

相談無料

不動産を 売りたい方、買いたい方 相談窓口

幅広いネットワークとプロの視点でコンサルティングを行い、
1つ1つ問題を解決しながら、ご要望に応じたご提案をしています。
まずはお気軽にお問合せ下さい。

ご存知ですか？

2024年4月1日より
改正不動産登記法が施行され

相続登記が**義務化**に！

- ✓不動産を取得したら3年以内に申請が必須！
- ✓違反ならば10万円以下の過料
- ✓現在登記せず放置している不動産も登記義務の対象！

相続や不動産処分のご相談はぜひお任せ下さい！

お知らせ

田んぼを
売りたい

空き家の
管理が大変

**不動産
なんでも相談会**

中古住宅を
買いたい

開催します！

inオダケホーム
お客様大感謝祭2024

富山会場：2/18(日)

石川会場：2/25(日)

ご希望の方は上記QRより事前予約をお願いいたします。

WEB予約はこちらから！



オダケホーム株式会社 不動産事業部 担当：新田・叶井

ご相談はスマホからもOK



0120-410-299



不動産に関するご相談は、お気軽にお問い合わせください！



富山県・石川県内各地で、多くの「売りたい」・「買いたい」のお手伝いをさせて頂いております。まずは、お気軽にご相談ください。



- ✓ 不動産の購入・売却
- ✓ 購入不動産のリフォーム相談
- ✓ 境界確定や相続など各種登記手続き
- ✓ 賃貸など不動産活用のお手伝い



不動産売却は、譲渡益に対して税金がかかります。受けられる控除を知って売却時期を検討しましょう！



「3000万円特別控除」が延長されます。

※令和9年12月31日までの譲渡に適用

売るなら3年以内がメリット大かも…

相続開始日から3年を経過する年の12月31日までの譲渡に適用できる「3000万円控除」の期間が延長されます。適用条件がありますので、計画的に利用していきましょう。

期限

※カレンダーの日付は例です。

5月2021
1

の場合は
住み替え
または
相続開始日

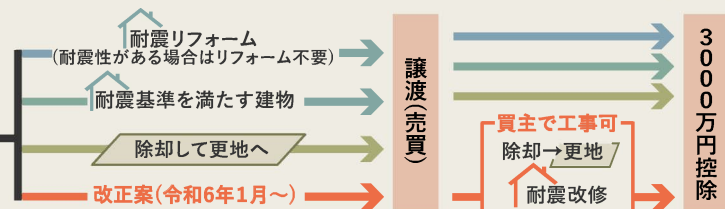
3年を経過する年の12月31日まで

12月2024
31

売却
(譲渡)

要件

被相続人が住んでいた
昭和56年5月31日以前の家屋
および敷地



不動産情報

大募集!!

あなた様や、ご親戚、ご友人でこんな情報をお持ちの方がいらっしゃいましたら、オダケホームの不動産事業部まで教えて下さい！媒介や購入のお手伝いをさせて頂きます！

スマホからも簡単相談！



求む!「売りたい」情報

富山県・石川県各地の情報を募集中です！

求む!「買いたい」情報

オダケホームの最新不動産情報はこちらから！

アットホーム



オダケホーム
中古住宅



オダケホーム
分譲住宅



オダケホーム株式会社
不動産事業部 担当：新田・叶井



0120-410-299

本社/富山県射水市西高木1184
公益社団法人富山県宅地建物取引業協会会員
公益社団法人石川県宅地建物取引業協会会員 北陸不動産公正取引協議会加盟
建設業/国土交通大臣許可(般-3)第15235号 宅建業/国土交通大臣(7)第5025号
【富山県・石川県学校生協指定店】【富山県医師共同組合加盟店】